

平成26年第3回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成26年9月10日 午前10:00

○散 会 午後 3:05

○出席議員（20名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
7 番 佐 藤 敏 雄	8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武
10 番 千 田 正 英	11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子
13 番 中 川 光 博	14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄
16 番 大 谷 貞 廣	17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和
19 番 鈴 木 斌次郎	20 番 伊 藤 榮 悦	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 幸 村 公 明 兼新庁舎建設室長
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教育部長 兼教育総務課長 菅 原 一	会計管理者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生活環境課長 (部長待遇) 関 谷 良 広
総 務 課 長 小 玉 優 子	企画政策課長 栗 山 隆 昌
財 政 課 長 菅 原 剛	健康推進課長 嵯 峨 司 子
都市建設課長 渡 部 智	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝	議会事務局次長 鈴 木 整
----------------	---------------

平成26年第3回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成26年9月10日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（伊藤榮悦） おはようございます。

朝早くから傍聴、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回潟上市議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順番は、12番菅原理恵子議員、3番佐々木嘉一議員、14番佐藤義久議員、9番西村 武議員の順に行います。

12番菅原理恵子議員の発言を許します。12番。

○12番（菅原理恵子） おはようございます。早朝より傍聴、お疲れ様でございます。

一般質問にあたり準備をなさってくださいました当局の皆様には、感謝申し上げます。初めに、広島市での土砂災害による犠牲者の皆様のご冥福をご祈念申し上げるとともに、被災なされました皆様にお見舞い申し上げます。

一般質問に入る前に、申し訳ございませんが訂正箇所がございます。11分の10ページの質問項目の「1」を「1）」に、次ページの「②」を「2）」に訂正お願い致します。

それでは、通告文に従い、一般質問をさせていただきます。

大きな項目1番、災害防止について。

地球温暖化に伴い、気候の変化も以前より厳しくなっており、特にここ10年は、毎年のように局地的豪雨の被害が取りざたされております。過去10年間の土砂災害発生件数は、平均して1年間に約1,000件にも上がります。昨年1年間の発生件数は941件で、全ての都道府県で起きています。それほど頻発している土砂災害から身を守るため、日頃から「土砂災害危険箇所」などの確認が、いち早く把握するよう必要性があると思います。住んでいる場所が土砂災害発生の恐れがある地域指定されているかどうか。土砂災害危険箇所でなくても、付近に「がけ地」や「小さな沢」などがあれば注意が必要とされております。把握の上で、雨が降り始めたら土砂災害警戒情報や前兆に注意が必要になってきます。この情報は、大雨で土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長

が避難勧告など発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報で、テレビやラジオの気象情報でも発表されます。また、強い雨や長雨のときなどは、市の防災行政無線などによる呼びかけも必要になってきます。お年寄りや障害のある人など避難に時間がかかる人は、さらに早めの避難が大切です。

広島県で8月20日未明、局地的に降った猛烈な雨により、30カ所以上で土砂崩れが発生、多くの住民が巻き込まれ、今朝の朝刊で73人となっていましたので、73人もの尊い命が失われました。広島県は、1999年にも30人を超す犠牲者を出す豪雨被害に見舞われ、これがきっかけとなり、翌年に土砂災害防止法が制定されました。同法は、土砂災害の危険性がある「警戒区域」と、住民の生命や建物に著しい危害が生じる恐れのある「特別警戒区域」を指定し、住民への危険周知や避難態勢の整備などの防災体制を進めるものとし、災害から住民を守るには正確な情報提供が最も必要で、今回は避難勧告が間に合わなかった。猛烈な雷雨で、屋外に設置されている防災無線が聞こえなかったとの指摘もある。警報音と伴う携帯電話の緊急一斉メールなど、多様な情報提供も課題とし、市民の大切な生命を守るために、さらなる防災対策の充実が求められています。

政府は、土砂災害の危険箇所の指定促進に向けた環境整備や、市町村が躊躇せずに避難勧告や指示を出すことを促すなどの、土砂災害防止法の改正素案を明らかにしました。

秋田県山地災害危険地区集計表によりますと、本市での山腹崩壊危険地区が26箇所、崩壊土砂危険地区26箇所と、合計52箇所ございます。県内では、八郎潟、井川町に次ぐ3番目に危険箇所が少ない地区ではございますが、全国的な事例を鑑みても、災害防止対策は住民の安心・安全のため必要と存じますが、いかがでしょうか。

そこでお尋ね致します。

①人命優先へ迅速な環境整備はいかがお考えでしょうか。災害危険地区箇所は県のホームページに掲載されており、昭和、飯田川地域に多く点在しております。地域住民への対応策を講じてきたとは存じますが、防止対策はいかがでしょうか。

②避難勧告や指示の周知策として、防災無線や緊急告知ラジオ、メールの配信があります。今回の広島での土砂災害では、猛烈な雷雨で防災無線が聞こえなかったとの指摘を受けております。また一方では、お友達とのメールのやりとりで助かった命もあると伺っております。そこで、防災行政情報メールが有力手段と考えられますが、いかがでしょうか。世帯、もしくは市民の何%の方が市の防災行政情報メールに登録しているか、

ご存じでしょうか。登録がまだの方に更なる促進が必要と思いますが、いかがでしょうか。

大きな2点目、こころの体温計について。

秋田県の自殺率は年々減少傾向にあります。全国ワーストを脱却することはできませんでしたが、うつ病やうつ状態が大きく関与していると言われ、専門医への早期受診の啓発や、かかりつけ医が初期治療の段階で協力する制度が推進されております。

このような中、インターネット世代の20代から30代の若者や勤労世代にうつ傾向者が増加しており、また、見逃してはならないのが10代の小・中学生が心の健康に不安を抱えているケースであります。

このような状況の中、次代を担う若者たちに対して、心の健康に関する情報の発信と相談窓口の周知を図るために、インターネットを活用したメンタルチェックシステム、こころの体温計が開発されております。これは、うつ対策、自殺予防対策の一つとして株式会社FBIと東海大学医学部が共同開発したものです。現在、附属病院でも実際使用されており、医学的根拠を持つシステムとして既に全国140以上の自治体で導入されております。県内では今までなかったものですが、大仙市では7月に導入が始まりました。また湯沢市でも、導入に向け前向きに検討中のことであります。

こころの体温計はどのようなものかといいますと、自己問診形式でセルフチェックすることで、ストレス度や落ち込み度を表示するものであります。携帯電話やパソコンから気軽にアクセスができ、メニューも、本人モードのほか、家族モードや育児中の母親を対象にした育児ストレス度など調べる赤ちゃんママモードなどがあります。それぞれの結果判断の画面では、市や県の相談窓口や専門病院などの連絡先を紹介することも可能であり、心の病気発見と心のケアにつながる効果が期待できます。また、アクセス者が市民と市民以外とに分かれており、アクセスした男女別、年齢別、ストレス度などの統計データが把握できることから、市の自殺予防事業の検討資料としても活用できるものと考えられます。

このようなことから、市民の心の健康や福祉環境向上のため、特に若者の心のケアを充実させる施策の一環として、本市のホームページにこころの体温計システム導入を検討してみたいかがでしょうか。

大きな3点目、ごみ分別について。

本年1月より、資源ごみとして瓶の回収が始まりました。それに伴い本市では、本年の1月に「ごみの正しい出し方」と「ごみの出し方便利帳」の改訂版を発行致しました。とても懇切丁寧なものとなっており、ごみの正しい出し方には、我が地域の種類別のごみ収集日を記入して、冷蔵庫等々に張り出しておけば一目瞭然、間違いなくごみ出しができます。また、6月には、「環境月間」にちなんで「ごみ減量の決め手は3つのR」、3Rとは、ごみの発生を抑える（リデュース）、くり返し使う（リユース）、再生して資源として使う（リサイクル）など、瓶分別へのQ&Aも掲載されておりました。

瓶分別を開始してから7カ月が経過致しました。「瓶は資源ごみ」との認識は定着してきたと思います。そこで、瓶回収開始時に上がっておりました声についてお伺い致します。

1) 「アルミ缶は資源ごみとの認識から、瓶と一緒に袋に入れて資源ごみ回収日に出しております。」とおっしゃってる方もいらっしゃいます。本市でのアルミ缶の回収は資源ごみ欄に記載されておりませんが、アルミ缶の収集についてはいかがお考えでしょうか。アルミ缶も含めた多少の混じりを認め、そのことも含めて猶予期間としての瓶収集をしておるのか。猶予期間はどのくらいみているのかお伺い致します。

2) 瓶分別について、認識の定着化に伴い、「瓶専用の小さいごみ袋の必要性」の声が未だに届いております。「ごみ出しまで袋が一杯になるまで日数はかかるし、出すときには重い。」、これは主婦だけではなく、ごみ出しを頼まれるご主人からも最近よく言われます。分別の定着には1、2年かかると見込んでおるようですが、瓶専用の袋があれば、ペットボトルと同様に他の物との混入は多少なりとも防ぐことができると思いますが、いかがでしょうか。

以上3点について壇上からの質問とさせていただきます。答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 12番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目、「災害防止について」の1点目の「人命優先へ迅速な環境整備」について申し上げます。

ご承知のとおり土砂災害とは、大雨などが引き金となり、大量の土砂が崩れたり動いたり、水と一緒に流れたりすることで起こる災害のことです。斜面の角度が30度以上ある急傾斜地の土地が崩落する「がけ崩れ」、山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が一体になって流化する「土石流」、土地の一部が地下水等に起因して滑

る又は移動する自然現象の「地滑り」と、大きく分けて3つの種類に分類されております。

潟上市内の災害危険箇所数は、急傾斜地崩壊危険箇所は58箇所ございます。土石流危険渓流が53箇所、地滑り危険箇所が1箇所の、計112箇所において指定されております。災害防止の環境整備としましては、16箇所について急傾斜地崩壊対策事業により土砂災害危険防止対策の工事を実施しております。また、市民が自らの暮らす地域の土砂災害発生に関する現状把握については、平成19年に土砂災害危険箇所を示した「我が家の防災対策」を全戸配布しております。また、本年6月10日と12日の2日間にわたり、秋田県地域振興局建設部と潟上市で急傾斜地等に指定されている関係町内会を対象に、「土砂災害危険箇所の住民周知」と題して、土砂災害等に関する基本的な対策・対応について住民説明会を開催しております。その他、毎年、県と市で合同実施しております危険箇所の「土砂災害防止月間パトロール」は、本年6月26日に市内5箇所で実施しております。

今後は、県と連携して土砂災害防止対策工事を進めていくとともに、自分の居住地が大雨などのときは土砂災害の危険性があることを認識し、大雨警報や土砂災害警戒情報等の各種情報をもとにして、迅速な避難行動がとれるよう、住民が集まりやすい地域の分館や集会所等市内23カ所に、県事業として市と協議の上、「土砂災害危険箇所」を周知する看板を今年度中に設置する予定となっております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 私から、一般質問の1つ目の2点目と3つ目についてお答え致します。

初めに、一般質問の1つ目、「災害防止について」の2点目の「避難勧告や指示の周知策」についてお答え致します。

ご指摘のとおり強風や豪雨の際は、防災無線の音声が届かないことも懸念されます。「潟上市防災行政情報メール」は、天候に左右されずに情報を迅速に伝達できる有効な手段として、平成24年8月からサービスを開始致しました。現在の登録者数は676人で、携帯電話等の数の把握は困難ではありますが、所持者を15歳から75歳までと推定した潟上市人口2万5,271人では2.7%にとどまっております。

現在、潟上市のホームページで防災行政情報メールへの登録を周知しておりますが、

今後は広報紙での啓発はもちろんのこと、自主防災組織研修会等各種会議時での紹介や新しく市内へ転入してきた方へ窓口来庁時の呼びかけ等、さらなるメール登録加入者促進を図ってまいります。

次に、一般質問の3つ目、「ごみ分別について」お答え致します。

ご質問の1点目、アルミ缶の収集については、「不燃ごみ」として収集してクリーンセンター内の粗大ごみ処理施設において破砕処理され、選別装置により機械的に分別しております。

鉄・アルミについては、ほぼ100%リサイクルされておりますので、アルミ缶については市民の皆さんに分別の負担をかけることなく、今後も「不燃ごみ」として収集してまいります。

また、瓶収集にかかわる分別区分の周知期間は、今年度末までとして啓発してまいります。

ご質問の2点目、瓶専用の小さいごみ袋の必要性についてお答え致します。

瓶の分別を開始した1月から8月までの8カ月間の分別量は92トンですが、リサイクル量は114トンとなっております。これは、不燃ごみに混入された瓶22トンが処理施設内の手作業により選別されたことであり、まだまだ分別が徹底されていない状況にあると考えます。

このような状況を踏まえて、さらなる分別の徹底と、リサイクル率の向上を図るためにサイズを考慮した瓶専用の袋の作成については、条例改正や事務手続き等を踏まえ、早期に対応してまいりたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 菅原理恵子議員の一般質問の2つ目、「こころの体温計のシステム導入」についてお答え致します。

ご提案の「こころの体温計」については、携帯電話やパソコンで気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムで、時代に即した手段であり、早い段階で利用者にメンタル不調の状態を気づかせるきっかけを提供する手段の一つとして認識しております。

メンタルヘルスについては、本市では、人と人とのつながりが重要なことから対面式弁護士相談や電話相談、地区に出向いての心の健康づくり教室、講演会等を実施しております。

今後、うつ病予防や自殺予防のための心の健康づくりホームページを立ち上げる予定にしておりますことから、「こころの体温計」システムについても、導入の効果等を勘案しながら取り組みを進めたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番、再質問ありますか。はい、12番。

○12番（菅原理恵子） ありがとうございます。

1についてでございますけれども、19年に土砂災害の「我が家の防災対策」を配布しておるといふことと、あと、町内会対象に今回10月でしたっけか、土砂災害に対応しての住民説明会を開催しておるといふことお聞き致しました。少し安心は致しました。やはり住民に周知はなさってるのだなという安心感はありますけれども、やはりこの土砂災害というのは、いつどこで起きるかわからないという状態になっておるといふ思います。

国土交通省は、広島で発生した土砂災害の被害拡大の主な原因についてということ、3点ほど発表してます。1点目が、被害現場の多くが警戒区域や特別警戒区域に指定されてなかった。危険性が住民に伝わってなかったということが、まず1点指摘されております。2点目と致しまして、土砂災害警戒情報の発表が避難勧告につながらなかった。3点目が、避難場所や避難経路が適切ではなかった。場所が適切でなかった場所があると説明しております。これらを踏まえて法改正の検討を進めていくとしております。

やはり避難経路とかも、やはり大きな問題になってくると思いますが、これも含めて説明会等々なさってるのか、再度お答えいただきたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 12番菅原議員にお答えを致します。

説明会等も含めてでございますけれども、住民の方々には「我が家の防災対策」といふことで、危険箇所等については配布をして説明をしております。そのほかに、今、県の方で、先ほど申し上げたときにその危険箇所等についての説明をしているという状況でございます。

危険特別区域というのがもう、レッドゾーン、もう大変危ないという部分でございますけれども、そういう部分についても県と市の中で協議をしている中で、やはり見た感じで、まだしっかりした調査はしておりませんが、そういう危ない箇所については住民の方々に、その警報等が出た場合についてはすぐに避難をしていただくというように説明してきております。

先ほど申しました広島の部分と本市の場合では、地形も違いますし、やはり山を崩して造成をしたというところと、本市の場合ですと裏山が危険箇所というようなところになってきてますので、そういう意味では地形等も違います。やはり今までの経験も含めて、地域の方々との、町内会も含めて危険箇所については、今回23カ所に看板を設置します。その看板を設置した中で、町内の方々には常にこの場所が危ないんだということを意識をしていただくというのが一番大事だと思っております。

避難場所については、集会所等設けておりますけれども、今のところ、その場所は土砂災害には被害に遭わない部分というふうな考え方で設置をしておりますので、そういう意味では避難勧告をした場合については、速やかな住民の方々から避難をしていただくということをしていただきたいと思いますと思っております。

それから、2年ぐらい前ですけれども、豊川地区で土砂災害の避難訓練を、住民の方々との避難訓練も行いました。やはりこういうことも含めて県とタイアップしながら、住民の方々にどういう避難の仕方をすればいいのかということも含めて今後対応していきたいというふうに思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） レッドゾーンを23カ所というふうに考えてよいということでしょうか。23カ所に看板を立てるということで、危険箇所ですね。それがレッドゾーンという形なのでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 12番菅原理恵子議員にお答えを致します。

危険箇所については指定をしておりますけれども、県の方で特別警戒区域のそのレッドゾーンと、それからイエローゾーンの部分の警戒区域についての線引きというものが、まだ県の方では出ておりません。昨日でございますけれども藤原典男議員のところにもお話をしましたとおり、県ではこれを全部やるっていえば10年ぐらいかかるというような話が報道されておりますので、やはり目視とかいろいろ私方が見ている中で危ないと思うところについては、そういう方々には「十分注意してください」というようなことで、今のところは指定はされておられませんけれども、危ないと思われる場所については注意喚起をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） はい、12番。

○12番（菅原理恵子）　そうですね、やはりレッドゾーンとイエローゾーンっていつでも、危険度は多少なりとも違いはないんでないかなという思いであります。やはり国・県を待っていたら1年、2年先になるということなんですけれども、やはり市としてもいち早くそういう危険場所、傾斜30度以上とかそういうところを把握していると思いますので、なるべく早めにその避難経路とかのはいち早くやはりやっていくべきことではないかと思っておりますけれども、まずこれは要望として終わりたいと思います。ありがとうございます。

②の緊急メールについてお尋ね致します。

やはり防災メール、私もこの間、それこそ 아이폰 にして、ホームページをこうやることもできないで、お願いしに行ったら緊急メールを 아이폰 に入れてもらったということで、やはりメールっていうのは、今、携帯を持ってない人はほとんどいないような状態、時代に入ってきたと思うんですね。やはりホームページ、広報とかでこの啓発をしていくということだったんですけれども、やはりじゃんじゃん呼びかけて、このメール登録をしていただきたいなと思っております。

また、もう一つの緊急告知ラジオなんですけれども、そのラジオも本当にいち早くしていただきたいな、導入していただきたいなという思いでございましたけれども、これはやはり担当課の部長さんとかにお話を何度かしていただいている間、新庁舎建設時にデジタル化をするので、そのデジタル波に合わせたラジオを作りますというお答えもいただいておりますので、それもあわせて、いち早くやはり市民の安心・安全のためにどうやったらその情報がキャッチできるかというものを、いち早く導入していただきたいと思っております。これについては終わりたいと思います。ありがとうございます。

2番の、こころの体温計でございますけれども、9月は自殺防止月間となっております。強化月間となっております。メンタルヘルスはとても大切なことだと思います。怪我は見えますけれども、精神面は見えません。精神の病気は背中合わせだと思っております。

潟上市の総合発展計画後期基本計画の中にも、明るく健やかに暮らせる生涯健康長寿社会の実現、現状と課題の中で、「自殺による死亡も死亡原因の上位に位置しています。本市では働き盛りの男性の自殺率が6%以上と高くなっています。自殺の原因は一つではなく、多くの要因が重なり合って発生する自殺は、個々の問題というより社会全体で取り組んでいかなければならない」云々と書いてありました。やはり今、孤独死という

のもその一つに入っていくのかなと思いますけれども、自殺を考えている人というのは、やはり人の輪の中に入っていくことができないのかなど。それでやはり、このホームページ等々に、こころの体温計システムを本当に導入していただきたいなと思っております。「導入を勘案しながら取り組みを検討してまいります。」というお答えだったんですけれども、やはりこれ導入を検討する前に広報誌に一度掲載するということはできますでしょうか。お答えをお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 菅原議員にお答えします。

広報にというふうなことでありますが、その前段としてホームページに掲載する段階で、そのホームページの内容等々の検討が必要だというふうなこと、同じ心の健康づくりホームページを開設するにしましても、やはりどういう内容で訴えた方が効果があるのか、その辺の検討はまず第一だというふうに思っています。そのホームページの中に、いわゆるそのこころの体温計を導入していくという考え方ですので、それができた暁には広報等で周知していくと、こう考えています。

○議長（伊藤榮悦） はい、12番。

○12番（菅原理恵子） ありがとうございます。かなり前向きな答弁をいただいたと思っております。いち早く導入を宜しくお願い致します。

3番目のごみ分別について、移りたいと思います。

1)のアルミ缶の回収はしてないけれども、不燃ごみに混じってくるものをアルミ缶資源ごみとしてやっているとおっしゃいました。だったら最初からアルミ缶の資源ごみというものを考えたらいかがでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 菅原理恵子議員の再質問にお答え致します。

鴻上市では、合併前から湖南衛生処理組合としてごみ処理を行ってきていますけれども、その中でも不燃ごみ、可燃ごみという形で分別されてきました。不燃ごみについては、そのときに粗大ごみ処理施設の方で機械整備を致しまして、鉄の選別は磁選機、それから、アルミの選別はアルミ選別機という形で整備されてございます。改めてまたアルミを分別収集致しますと、収集にかかわる経費、それから市民の方々への分別と並びに袋の経費もかかってきます。そういう負担をなくす意味でも、今のクリーンセンターでほぼ100%、入ってきたものについては選別できます。ですから、そういう機能を

しっかり有していることをございますので、これ以上の不燃物の分別には、瓶の収集も行いました。そういうこともありますので、今回はまず瓶の分別について進めたいと思いますし、そこについては不燃物にアルミが入ってきても100%リサイクルに活用できますので、そういう形で進めたいと思いますので、ご理解をお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） はい、12番。

○12番（菅原理恵子） はい、わかりました。私、今回一般質問で取り上げたのは、瓶の中にアルミ缶を一緒に入れて回収していただいているという方、やはり瓶もアルミ缶も資源ごみだということで、瓶がその一緒に入れてるってということで質問したんですけども、その件に関しては一緒でも構わないという。やはり先ほどの、分別に時間がかかっていると、そこに経費もかかっているとの答弁でしたので、やはり瓶の小さい袋をいち早く作っていただくことも一つの方法なのかなとの思いで質問させていただきましたが、宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 菅原理恵子議員の再質問にお答えしますけれども、答弁にもありましたとおり、瓶の小さい袋、専用袋については、早急に、答弁にありましたとおり条例改正も必要ですので、そういう諸手続きをしまして早急に取り組めるように提案致したいと思っています。

○議長（伊藤榮悦） はい、12番。

○12番（菅原理恵子） 是非早急に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって12番菅原理恵子議員の質問を終わります。

次に、3番佐々木嘉一議員の発言を許します。3番。

○3番（佐々木嘉一） 皆さんおはようございます。3番佐々木嘉一です。このたび、平成26年第3回定例会において質問の機会を賜り、感謝申し上げたいと存じます。また、早朝から傍聴の方々、大変ご苦労さんでございます。

本定例会は、平成25年度各会計の決算の認定を中心に諸議案の審議を行うわけですが、さらに今年度は、既にご案内のとおり、新市発足・合併10周年という大きな節目の年でもあります。この間、自治運営の基本方向と理念、行政運営指針を示した潟上市自治基本条例の制定、公布と検証機関の設置は、自治行政の推進に大きく前進しているものと推察致しております。これに呼応した形で、潟上市議会基本条例も制定されま

した。自治行政における二元代表制の立場と機能を生かし、市民の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指すことにより、市民の付託に応えていくという共通の使命が確立されたところであります。こうした観点を踏まえまして、市は、市制施行10周年の実績と足跡を基本として、次なる時代への飛躍、発展を期待して、各種行事、イベントに10周年を冠し、事業の盛り上げを図っております。

早いもので、平成26年度も半年を経過致しました。合併発足後、特例期間中10年間の歩みは、合併協定の推進や地方分権改革、地方への権限移譲などが進み、自治体運営の自由度が向上し、自己決定、自己責任のもと、行政運営は情報公開を基本として、開かれた行政、市民参画による行政運営へと大きく転換されたところであります。

こうした現状を踏まえまして、これまでの10年間の行政運営の検証と評価は、次期計画策定の当面の課題であると存じます。また、未だに巷間合併の是非論を聞くにつけても、この10年間を顧み、3町合併による、真に新市潟上市建設という新たな課題設定と次期計画策定という大変重要な時期ではないかと思料されますが、いかがでしょうか。

今般の行政報告に、次期総合計画について述べられております。報告によりますと、去る7月31日、策定方針を定められ、次期改訂の基本的な視点が述べられております。さらには、今後1年半をかけ、市民のご意見を得ながら具体的な施策に取り組む旨、報告がありました。新庁舎建設に伴って行政組織の見直し、条例改正にも言及しており、12月定例会への提案を予定されておるようであります。また、検討中としながらも新庁舎建設竣工は、来年の4月中の市制施行10周年記念式典の施行、そして5月連休後、開庁と合わせて行う予定は、大変厳しい予定ではありますが、総力を挙げて取り組むべきと理解しております。

こうした状況下ではありますが、次によりご質問を致します。

1、次期総合計画（仮称）についてであります。

イとしては、その1つは、次期総合計画の策定スケジュールはどのようになっていますか。

ロとして、次期総合計画の策定体制はどのように考えておられますか。

ハでございますけれども、ちょっと字句を縮小しておりますが、「政策課題の中・長期的な予測」、あるいは「地域連携と市民参画」というふうなことが述べられておりますけれども、具体的な視点をお伺いしたいと思います。

ニに、合併特例債に関し10年間の充当事業の実績と残事業、そして次期主要事業はど

ういうものが考えられておるものでしょうか。括弧して「計画期間延長の手続きとは」と書いてありますけれども、何かこのことに関しては現在地域審議会の諮問、答申を経て県知事との協議を行っている、そして今後5年間の適債事業を申請するというふうなことではないかと思えます。この手続きとはどういうものなのか、それもひとつお伺いしたいと思います。

次に、大きい2として、八郎潟ハイツのリニューアル構想についてお伺いします。

このたびの行政報告によれば、八郎潟ハイツは「日帰り研修・交流施設」に、「運動型の健康増進施設」を併設した施設として整備する、市の方針が述べられております。また、こうした方針に至るまでの検討経緯として、地元自治会、飯田川地域審議会、飯田川出身議員の意見要望を取り入れ決断したことであろうと思えます。また、後日、議会の意見も聞き進めるとの考えが述べられておりますが、機会でありますのでお伺いするものであります。

リニューアルの方向に至った経緯については、推測するに、これまでの利用実績を踏まえ、不採算部分を整理し、規模を縮小して対処する方向を選択し、さらには、存続を希望する意見を踏まえての決断であろうと思えます。

次により質問しますが、基本的なことに相違があると思われることについては、ご教示を願いたいと存じます。

イとして、日帰り研修交流となっておりますけども、「研修・交流」「運動型健康増進施設」とは、どのようなことをイメージしておられますか。その施設について概略を説明願いたいと思えます。

ロとして、八郎潟ハイツは行政財産ですか、それとも普通財産ですか。

ハ、施設完成後の維持管理費、いわゆる固定経費とランニングコストの試算はしておりますでしょうか。もししてありましたらお願い致します。

ニとして、当該施設は直接管理ですか。それとも指定管理者制度を活用するのか、それとも貸付するものでしょうか。その辺のお考え方もお知らせ願います。

ホとして、収支均衡と採算性、どのように試算しておりますか。

ヘとしては、それとも採算度外視の公共施設としての位置づけなのか。その辺もお知らせ願いたいと思えます。

トとして、関連あることですので、国道7号、いわゆるハイツへの出入り口であります国道7号の上下線からのアクセスの改善については、どのようにお考えでしょうか。

以上、ひとまず壇上からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 3番佐々木嘉一議員の一般質問の1つ目、「次期総合計画（仮称）について」お答えを致します。

平成23年5月に基本構想の策定義務が地方自治法から削除され、総合計画の策定義務はなくなりましたが、目指すべき市の将来像を描き、その実現に向けて実施する施策や事業の体系を示す計画の策定は、依然として必要であると考えます。このことから、本市としては、今後とも各分野の行政計画の上位に位置づけるとともに、まちづくりの全体と各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的として、平成28年度を初年度とする「潟上市総合計画（仮称）」を策定することとし、去る7月31日に策定方針を定め、策定業務を開始したところであります。

なお、策定方針と策定スケジュールなど、次期総合計画策定に関する情報につきましては、市ホームページに掲載しており、今後も随時情報発信しながら策定を進めてまいります。

では、ご質問の1点目、「次期総合計画の策定スケジュール」についてお答えをします。

現在、計画策定に反映させるため、18歳以上の市民2,000人を対象とする市民アンケート調査を発送したところでございます。今後は、現行の総合発展計画（後期基本計画）に掲げられた施策の達成状況を調査し、残された課題の洗い出しなどを行います。また、社会動向等の整理、国や県の各種計画など資料収集と分析、人口推計等の将来フレームの調査・分析を行い、それらの結果を総合的に勘案し、本年度末までに基本構想の素案を作成したいと考えております。

来年度につきましては、基本構想素案に描かれたまちづくりの方向性を具現化するための基本計画素案を策定し、市民からなる「検討委員会」での協議・検討を行います。その後、議会の皆様のご意見を伺い、パブリックコメントを実施し、平成28年3月定例会に計画案を提出する予定としております。

以下、質問の2点目以降については総務部長が答弁を致します。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 質問の1つ目、「次期総合計画（仮称）について」の2点目からお答え致します。

ご質問の2点目、「次期総合計画の策定体制」についてであります。市内の体制と致しましては、各班長を中心に基本計画素案の作成及び資料収集を行う「基本計画作成部会」、課長等で組織し、総合計画素案に関する協議を行う「総合計画策定委員会」、総合計画策定委員会で調整した総合計画素案を審議し、必要な調整を加え総合計画案を決定する「総合計画政策会議」を組織することとしております。また、市民参画体制と致しましては、現在行っております市民アンケート調査やパブリックコメントのほか、各種団体の代表者や識見者など市民40人以内で構成する「総合計画検討委員会」で、広く市民の皆様のご意見を伺い、計画に反映させていきたいと考えております。

なお、これら策定体制につきましては、現行の潟上市総合発展計画（後期基本計画）の策定時と同様でございます。

ご質問の3点目、「政策課題の中・長期的な予測」と「地域連携と市民参画」の具体的視点についてであります。

これまでの総合発展計画は、成長を前提とした拡大型の傾向が強いものでありますが、人口減少社会、また、厳しい財政状況下において策定する次期総合計画は、より現実的、かつ市民が未来への希望を持てることを念頭に置き、計画を策定していくこととしております。

第1の視点であります「社会情勢や政策課題の中長期的な環境予測」につきましては、少子高齢化の進行による人口構造の変化や、生活水準の向上に伴い多様化する価値観への対応等、これまでの成長型社会経済システムから成熟型社会経済システムへの転換が求められていること、また、国と地方のあり方を見直す行財政改革が進行し、自己決定の原則のもと、地方の自主性、自立性を強化することが求められるなど、分権型社会が本格化しつつあることを踏まえ、新たな計画は、こうした社会経済情勢を展望しながら、より魅力的な市の創造を進めていくための指針とするものであります。

第2の視点であります「地域連携と市民参画」につきましては、「潟上市自治基本条例」に基づき、市民との対話・参画と協議の場を実現し、市民の共感を得ながら市民本位の視点に立った計画の策定を進めることが、何よりも大切であると認識しております。また、多様化する政策課題に対応するため、地域にある独自固有の資源をいかに活用していくかということも極めて重要となります。市の創造は、行政においてのみ計画し推進するものではないことから、市民と行政との役割分担等を明確にし、市の将来像の共有化を目指そうとするものでございます。

ご質問の4点目、「合併特例債の充当事業実績と残事業、次期主要事業」についてと「計画期間の延長の手続きとは」についてであります。このご質問内容につきましては合併特例債に関する内容でございますので、質問項目にあります次期総合計画ではなくて、「新市建設計画の変更」とのことでお答え致します。

合併特例債は、「新市建設計画」に基づき実施する事業を対象に充当しており、本補正予算までの充当実績額は81億5,160万円、執行率に致しまして61.9%であります。

また、ご質問には合併特例債の残事業とありますが、残事業という捉え方ではなく、今後5年間で合併特例債を活用しようとしている事業ということでお答えさせていただきます。

今後、合併特例債を活用する予定の主な事業と致しましては、築後20年を経過した小・中学校4校の大規模改修事業や、幹線道路網計画による市道整備事業などがございます。

なお、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたことから、本市におきましても、引き続き合併特例債の発行を可能とするため、計画期間の延長手続きを進めております。合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができますが、あらかじめ地域審議会の意見聴取と県知事との協議を行うことが旧合併特例法で定められております。本市におきましては、現在、地域審議会からの答申をいただき、県知事との協議を開始するところであります。知事との協議が整いますと計画期間を5年間延長するための計画変更議案を市議会へ提案することとなりますので、宜しくお願い致します。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 2つ目、「八郎潟ハイツのリニューアル構想について」お答え致します。

八郎潟ハイツにつきましては、これまでの地域への説明におきまして、「現施設の耐用年数を考慮し、新たな研修・交流施設の建設」を望む声が多数でありました。また、新たな施設整備に当たりましては、付加価値を併せ持った施設とするよう提言もありました。地域の意向も踏まえ、さらには防災機能を備えた新たな施設整備を進める方針をまとめ、このたび議会へ行政報告として先日市長が報告したとおりでございます。

次のステップとして事業計画をまとめているところであり、その概要がまとまり次第、

議会の皆様からご意見をいただき、基本設計等に向かうべき手順で考えているところがあります。

ご質問のイ、「研修・交流施設」とは、ということですが、以前にお示しした素案の3または4の施設のことを指すものでありまして、現在の八郎潟ハイツにある「白鳥の間」のような大規模な会議・研修から、サークル活動のような少人数での会議・研修に活用でき、さらには会食もできるような機能を持った施設を指しております。

また、「運動型健康増進施設」とは、健康増進のための運動を安全かつ適切に実施できる施設のことを指すものであります。これについては、トレーニング施設として、1つには、有酸素運動及び筋力強化運動等の補強運動が安全に行える設備、2つ目には、体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備を持つ施設が必要であります。その施設を安全かつ効率的に利用するため、あるいは健康増進に、より効果を上げるために、3つ目として、生活指導を行うための設備を備えていること、4つ目として、健康運動指導士などの指導者等の配置すること等が求められます。

時代の趨勢を反映し、団塊の世代の健康づくりの推進と、さらには医療費や介護給付費の増高に幾らかでも歯止めをかけるための方策として、健康増進施設の整備・活用は有効な手段の一つと認識しております。

さらには、8月19日付けの秋田さきがけ新報にも載っておりましたとおり、運動型健康増進施設を活用した健康産業の育成につきましては、国においても地域活性化策の目玉の一つであり、政府の成長戦略では医療費の抑制につながるとして重点分野に位置づけられているものであります。

ご質問のロ、八郎潟ハイツは行政財産か普通財産かということですが、現在の八郎潟ハイツは普通財産であります。リニューアルする施設は、行政財産として整備するものであります。

ご質問のハ、固定経費とランニングコストの試算と、ホの収支均衡と採算性については、今後、計画を具体化していく段階で試算したいと思います。

ご質問のニ、施設の運営についてであります。行政財産として整備致しますので、管理運営を全部委託するか、指定管理者制度を活用するかは、今後判断することになりますが、基本的には公設民営方式がよいと考えております。

ご質問のヘ、施設の位置づけであります。公共施設は採算性を求めるものではないと認識しております。

ご質問のと、国道7号線からのアクセスの改善ですが、ご承知のとおり国道7号線の上り車線からは、道路交通の安全の確保のため八郎潟ハイツに入ることはできません。これについては、道路管理者である国土交通省との協議が必要ですが、現状では国道7号線からのアクセス道整備は大変厳しいものがあると認識しております。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 3番、再質問ありますか。はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） どうもありがとうございました。次期総合計画についてからお伺いしたいと思います。

次期総合計画の策定スケジュールにつきましては、ただいま総務部長の方からお話がありました。いろいろ調査段階から検討段階、そして議会の議決というふうなことを経てやっていくというふうなことで、28年3月が議会への付議というふうなことでありますけれども、内部の仕事ですのでとやかく言うわけではありませんけれども、いずれ厳しい中でいろいろ社会情勢が変わっていく中で、しかも課題が山積する中でまとめていくというふうなことでありますので、ひとつ総花的ではなく、やはり小さくともきらりと光る政策を選択すると、そういうふうなことではないのかなと思っております。そのスケジュールについては、ひとつ理解を致しました。

それから、体制でございますが、ちょっと私気にかかるのは、今現在の現計画の体制で臨むと。その体制というのは、検討委員会部会、発展計画検討委員会というふうなことになってますが、いずれ議会の方でも策定に参加するということは前回あったんでしょうが、こういう形では議会の基本条例においてもこういうふうな会に参加しないということになっておりますので、私も再三申し上げておりますけれども非常に重要な政策でありますので、やはりこの策定委員会を条例化して、いわゆる条例化するべきではないかというふうなことを申し上げます。いわゆる附属機関としての位置づけというふうなことで、検討委員会と要綱では大事な、しかも重要な政策を決めるということはいかななものかなということ、そういうようなことを申し上げますけれども、いずれは前回のような形で臨むというふうなことでありますが、その点はいかななものかなというふうなことですが、その点ひとつお伺いしたいと思います。

その場合ですね、例えば議会の議決事項というふうなことは、地方自治法の2条4項で、何と申しますか、いわゆる市町村の自由度を拡大するというふうな観点から、その地方自治法の基本構想の議決は廃止されたわけですが、いわゆるこれをやはり議

会にかけるということになりますと、条例とか何かやはり必要なんではないのかなというふうなことで私は考えてます。したがって、96条の1項の議決事件がありますけれども、96条の2項に基づいて議決事項としてやはり位置づけるというふうなことはいかなもののでしょうか。その2点についてお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 3番佐々木議員にお答え致します。

冒頭、市長が答弁した内容は、国の法律の関係で基本構想は議決が必要でなかったということを申し述べたものであります。基本計画につきましては、議会の条例の中で議決を要する事項の中に含まれておりますので、基本計画部分については必ず議決が必要でありますので、あわせて基本構想も議会の方にお示ししますということであります。

それから、議会の方で、議会基本条例の方で、事前の審査、議会でもいろいろこう必要で、それもやりたいというお話でしたけれども、前回と同様の検討体制ではありますけれども、できるだけスピード化を図りまして、中間報告なり、いろんな場面で議会の方にもお示ししていく機会を設けるように取り組みたいとも考えております。前回よりはもうちょっところ、前は本当、3月議会というか、ぎりぎりまで審議したものを議会審議いただいたものですが、前回は検討委員の中に議員の皆さんも入っておいりましたので、それは可能ですが、今回議会の方からそういう検討には、法律等がない場合は議会の議員は入らないという流れにありましたので、検討委員会の中で話して、いろいろ基本計画等まとめた中間報告的なものを実施したいとも考えておりますので、以前よりはスピード化を上げて議会の皆様にお示しできる部分は示しながら、再来年の3月まで進めたいと考えております。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） その基本構想はその自治体の自由度に任せて、構想は議決が必要になくなったけれども、基本計画については議決しなければならない、議決に付するというふうなことが、そうすれば現行の中で条例でそういうようにできてますか。その条例と、ちょっと条例の名称とちょっと内容について。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） ただいまのご質問ですが、基本計画についての議決に関しては、議員提案で出されたものがこの議会で議決されて今現在の現条例の

中に入っているものでございますので、内容については議会の方から、もし詳しい内容は提示していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） 体制の中に入ると思うんですが、その議会の議員は条例・法令に基づく委員会であれば遠慮しましょうというふうなこと、これは執行機関と議決機関ですから当然だけれども、やはり重要なやはり市のいわゆる将来にかかわる重要な事項ですので、参加するとなると条例化すれば参加できるのになど私はそんな気持ちでおりますので、その辺は考えられないものかというふうなことなんです。いわゆる検討委員会を要綱にしないで条例化すると、そのような考えはありませんか。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） よく議員参画の委員会とか検討委員会については、今までは何々委員会の条例等で議会選出と決めている場合については、これは参画すると。それ以外については、もう原則的に参画しないということで、ただいまのご提言については、条例化すべきじゃないかということについては検討したいと思います。

それから、総花的でなくてというようなご提言は全くそのとおりで、先ほどの答弁でも、前の計画は拡大型であったと、しかし厳しい財政状況を踏まえて現実化でいくんだということも申し上げたとおりでございます。

○議長（伊藤榮悦） はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） いずれ基本構想の策定の視点として、先ほど説明がありましたけれども、右肩上がりの成長期と違って安定成熟した社会だと、そういうようなことからして、こういうふうな視点を敷いたというふうなことですが、今やはり地方自治体、特に潟上市を取り巻く環境というのは皆さん既にご案内のとおりでありますけれども、課題は何かといいますと、例えば社会保障とかそういう、例えば健康、医療、福祉、そういうものについてはほとんど、この前も権限移譲がありまして条例化もしておりますが、横出し、あるいは上乘せを横出しというのはほとんどありません。ですから、ほとんどこれまでの国の制度のとおりだと思います。私も、時にはやはり横出ししたり、上乘せするものはあろうと思いますが、それはそれとして、いろいろな課題の中から出てくるものだと思いますけども、まず一つは、この10年間の合併してからのちょっと歩みというものをやはりつぶさに反省してみて、やはりまだ残っている部分、あるいは最初は心

の合併ということで市長さんも盛んにその力説して一体化を図る努力をされておりますけども、そういうふうなことでひとつきちんと検証するべきではないのかなというふうなこと、基本的なことですが、それからやはり、何といたっても今国の方でも地方再生ということも出てきますし、あるいは教育委員会制度も変わってきます。市長への権限移譲が図られますし、農業委員会の事務も移譲される方向にもあります。それから、特に産業政策、農業関係につきましては、減反廃止は29年ですからもう3年ぐらいですか、かなり変わってくるというふうなこともあります。そういうふうなやはり具体的なことがありますので、構想じゃなくて基本計画、もう具体的にかなり政策を絞ってあげるべきだと思います。

そんなことからして、ただいまのいわゆる新しい総合計画の視点はわかりますけれども、今申し上げましたような社会情勢の変化というものを具体的にやはり取り上げて、やはり取り組むべきではないのかなと思います。いずれこのことについては先ほど来お話の中に入っておりますので、私の希望として申し上げておきたいと思います。

それから、合併特例債につきましては、合併は10年間というふうなことで特例期間ありまして、いろいろ合併の新市の形成には積極的に当たってきたわけですが、私はやはり当時の合併時の合併の締結事項の中でいろいろな条項がありますけども、まだそのとき達成されてないハード事業もあるのかなというふうな感じはしております。さらにまた5年が延びまして、そのことがまた未達成の部分を加えるというふうなことなのか、あるいは、もう一遍相談して5年間、その特例充当期間が延びることによっての新たな課題というか、新たな条件といいますか、そういうふうなものは今の状況では、知事とのヒアリングやっておるそうでもありますけども、その内容についてちょっと簡単に説明願います。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 3番佐々木議員にお答え致します。

今回の5年間延長する新市建設計画の中身でございますけれども、事業内容というよりも計画期間を5年間延長するということが主眼に置かれまして、その内容については一切加味変更しないという、そういう方針であります。

それから、一つだけ、残事業という言葉がいろいろ使っておりますが、新市建設計画作成時についてはいろいろこう中心となってお活躍していただいた内容ですが、新市建設計画は合併特例債、潟上市の場合131億円使えるという上限額がありますけれども、

それをすべてを使うということも、使う前提でも、使いますという上限額であって、それから、どの事業に幾ら絶対使うというそういう確定もしてなくて、新市計画の中では文言の中に、3ページですが、具体的な事業及び詳細な内容については不確定な部分が多岐にわたることから、本計画に基づき、新市において作成する基本構想等に委ねるものとする。具体的には、そういう中で調整していくようにという文言を当時加えた経緯がございます。ですから、方針趣旨が正しくて、それから3町が一体となる事業、あるいは均衡ある発展のため、そういう目的のための合併特例債の活用ですので、そうすれば残事業がどれくらいあったかという言葉にはならないかと思います。いずれ今後のその総合発展計画等に基づく計画の中から、取捨選択して合併特例債事業に該当するものへの充当を計画したいと考えてあります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 先ほど、今回の計画についてはある程度、農業委員会の例を出して具体的に書くべきだということだったんですが、ご承知のように基本構想というのは理念であり、作文であるわけです。今度の総合計画というのは、ある程度、実行性、あるいは3番さんが言う具体的な計画になろうと。ただし、実施計画のものと違うということもご理解願いたいと。

○議長（伊藤榮悦） はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） いずれ時代は大きく変わってきておりますし、いずれ人口減少時代、地方が元気がなくなっていくというふうなことで、国の政策も変わってくる方向にあります。今度の、その今日の新聞見てますと、地方創生というのは全国一律ではないと。その市町村のやる気に、あるいは課題設定にかなり重点を置いたやり方になるというような、そんな、ばらまきではないというふうなことのようでありますので、私もいわゆる国の創生事業というのは、ばらまきではないのかなと、そんなこと、それがいわゆるむしろ地方の財政を助けるための一つの手段だとすれば、やはりそのことの本質は市町村にあるのになというふうなことをつくづく考えたわけですが、そんなことでひとつ、市独自のいわゆる人口減少対策、活性化対策というものを、きちんとやはり定めて策定すべきではないのかなと。特に先ほど申し上げましたけれども、社会保障制度につきましては、やはりいろいろと国保の国民健康保険の圏域、県全体でやるということもありますけれども、いろいろとまた変わってくる、年齢構成が変わってくることに

よって変わってきます。そういうことについては、全国的な傾向として、それはやむを得ないにしても、やはり潟上市としては合併後の新しい潟上市としては何をすべきかということ、私はやはり突き詰めていきますと、この前、市長もある会合で東成瀬の教育日本一の話をしておりましたけれども、やはり一つ潟上市は教育のまちを目指すということになりますと、その方向が変わってきますし、わずかいわゆる人口6、7%より占めておりませんが、やはり農業を何とかしようと、国の方では農業所得倍増計画と言っておりますけれども、どういうことで倍増するのかちょっとその辺は定かではありませんが、それを減反廃止まであと3年間がありますが、ちょうどこのいわゆる10年間の前期に入ってきます。それらもやはり具体的に、何と言ってもやはり市民が主体ですから、市民の生活が成り立つようなそういうことの潟上市としての一番のその主要なプロジェクトは何なのかということ、合併のその3町の垣根を越えてやはり考えた施策をやっていただきたいということなんです。いずれは、残事業の話もありましたけれども、私はやはりその131億みな使えというわけではありません。やはり有効、適切に、やはり市民の生活を考えて、よりよい地域社会をつくるために使うんだということになればならないし、そういう方向の中で、いわゆる新しい合併特例債の選択もあるのかなど、そんなことで伺ったわけであります。いずれこのことにつきましては、先ほど答弁がありましたけれども、いずれ大事な10年間の計画でありますので、ひとつその辺を十分考慮に入れながら、市民の意見を聞いて、ひとつ策定に取り組んでいただきたいと思えます。

それから、2番の八郎潟ハイツのリニューアル構想についてお伺いします。

先ほどの説明でわかりましたけれども、いずれ大方の方々は金、いわゆる投資して十分な効果のあるものがやれるのかなということ、心配をしている人がおります。いずれ先ほどの説明を聞きますと、研修交流、運動型健康増進施設というのは、小規模な会合をやったり健康産業の育成につながるような健康増進施設をつくるということ、非常にわかりますけれども、その中で研修をしたりお酒を飲んだり懇親会をやったり、いろいろな施設が、複合施設のような形にもなりますし、しかもそれが公共施設と、いわゆる行政財産としてやっていくということになりますので、その辺はそれなりのやはりきちんとした施設の有効活用と展望、それにやはり市民の健康増進というものが果たしてどういう形で行政効果が出てくるものか、その辺をもうちょっとやはり検討すべきではないのかなと思えます。いずれはもっと具体的にならないと、いろんなこと、その施設

の内容がわからないような状況ですので、いずれ新たにまた箱ものを一つ造るということですので、十分この後また議会にも相談があると思いますが、市民に喜ばれる施設ということで取り組むということで、ひとつ十分に検討していただきたいなと思います。いずれいろんな意見がありますけれども、果たしてどういうものができるのかということとは、非常に関心事であります。今までのように、かつてあの何かそこで商売やるということではなくて、行政施設としてのやはり健康増進施設としての位置づけということでありますと、これは十分なその行政目的を達成するという一つの目標を持ってひとつかかるべきではないのかなと思います。

○議長（伊藤榮悦） 3番さん、質問を焦点化していただければありがたいと思いますが。

○3番（佐々木嘉一） いずれそういうことで、今、十分なそのまだやり取りができないような状態でもありますので、ひとつその点はわかりました。

それから、7号線の上下のそのアクセスの問題は、先ほどありましたけれども、これまでどういう交渉をしておりますか。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、具体的な質問でなくて、このぐらいの投資をしてやれるのかというような前段から始めますが、そもそもこの八郎潟ハイツをやるということについては、内訳話を申し上げますと、協働のまちづくり申請に今、チャレンジしているわけです。その際に県の担当官のやり取りの話ですが、なぜ飯田川だと。中央にもってこべきでないかと。例えば天王と、そういうことでしたが、私は断固、課長に言いました。天王はグリーンランドある、昭和はブルーメッセあると、飯田川はハイツだと、それをなくしてどうするんだと。飯田川の市民の声というのは無視するんだかというようなことで、場所は絶対に譲れないという観点で今、進めておりますが、そういう観点で説明会を開いた際も飯田川の市民から切望、もう切望でありました。是非残してほしいということで、この後いろいろな政策を具体的に詰めるわけですが、根本的には単なる研修会合の飲食の場でなくて、県内でないようなものも付加価値をつけたものをどうせやるならやりたいと、これが潟上市の目玉になるようなものにしたいと、私はこう意気込んでおりますので、是非県にチャレンジするわけですが、この後そのような方向で進めたいということですから、是非とも3番さんからもご理解願いたいということでもあります。

○議長（伊藤榮悦） はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） 私はどっちかということ、お話を聞いて理解したということは、こ

れを行政財産にして健康増進の目的に施設をつくると。そうなりますと、これはいいとか悪いとかとは言っていない問題ではありません。八郎潟ハイツの運営のような延長で物を申し上げているんじゃないかと、はっきりやはり考え方を切り替えて関与しなければならぬなど、そんな気持ちで今臨んでおります。ですから、今、市長が飯田川の施設と言うけれども、これはやはり全市的な、全市民がそれを使うということで、それも全市民の健康増進のために使うという、ちゃんとした行政目的をきちっと出してやるとすれば、これはやはり私どももいいとか悪いとかでなくて、やはりそれなりの行政効果というものを期待して、やはり判断するという事ではないかと思っております。いずれこれ、合併のときのその条件には廃止という問題はなかったのになど、私は正直そんな話ですが、そんな気持ちでおりますけれども、これを全部その話をなくして、一からのスタートで市民の健康増進施設としてリニューアルスタートするという方針であれば、それなりの考え方でやはり対処するという事ではないかと思っております。いずれそのことですが、先ほど上下線の問題、ちょっとどういうふうな交渉してありますか。

○議長（伊藤榮悦） 副市長。

○副市長（鑑 利行） 3番佐々木議員の国道7号線の上下線の関係についてお答え申し上げます。

下りの線については左折は問題ありません。上りの線の右折の関係について五城目警察署と旧飯田川町時代から、かねてからの懸案として話しましたけれども、県の公安委員会、それから警察署も立ち会いのもとで現地を見た結果、あそこの八郎潟ハイツに右折するところが一番高いところになっております。それで、上りの線について、あそこに車が停車すると後続の車が危険であるということから、警察の方ではあそこの右折は認められないという答えでした。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） いずれ、なぜこのことを言うかということ、やはりこの潟上市、3町は一体であります。いろんなその便利、あるいは交通の利便性というものは、やはりあるいはそういう施設を作りますと、それなりにやはりきちんとやはりスムーズにいくということの基本にして私申し述べております。

このいわゆる7号からのアクセスにつきましては、前にもいろいろお話聞いておりますけれども、いわゆる道路の縦断勾配が一番頂点に達すると。ですから、そういう面か

らすれば、いわゆる道路の構造基準からいくと無理だと、そんな話も伺っておりますけれども、実は私もあそこを走ってみますと、元木山入り口と、あそこのブルーメッセの交差点、あの縦断からすると、そんな問題はないのになんていうような感じはしております。それから、7号線はもともと4車線の買収をしております。ですから、用地はもう十分ありますので、いずれそんなことをひとつ、これを全市的な施設としてやったときに、また言われますよ。あそこへ入られないと、あの坂道がどうだこうだって言われるから、そういうこともひとつ十分検討して、その行政財産として新しい施設を作るとすれば、そういうアクセスの問題も一つ大きな問題かなと思って申し上げたわけです。いずれこのことについては、国交省と十分交渉して、できるようにしてやはりその施設が全市民にスムーズに利用されるように、ひとつお願いしたいと思います。そのことについて、もしご見解がありましたら、ひとつお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、道路については副市長が答えましたが、先ほど健康増進のみではないんですね。結局その災害時の避難、あるいは備蓄、これは健康増進も備蓄に全て飯田川の施設でなくて、全市的に利用していただくということが前提であります。

○議長（伊藤榮悦） はい、副市長。

○副市長（鏡 利行） 3番議員にお答えします。

この後、八郎潟ハイツの右折の関係についても、また再度、五城目警察署並びに国交省と協議してまいりたいと思います。その結果、また議員の皆さんにご報告申し上げる機会があると思いますので、よろしくご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） 終わります。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって3番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩致します。40分まで、8分ぐらいしかありませんが、宜しくお願いします。

午前11時31分 休憩

.....
午前11時32分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ちょっと時間が、12時まで25分ぐらいですから、中途半端なような感じですので、1時半まで暫時休憩致します。

午前 1 1 時 3 3 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番児玉議員より、所用のため欠席との連絡がありました。

14番佐藤義久議員の発言を許します。14番。

○14番（佐藤義久） 14番佐藤義久です。通告順に従い、質問致します。

質問に入る前に、通告書の符号と文書中の符号と違いがありますので、訂正して朗読します。Aを①に、Bを②に、Cを③と読み替えますので、宜しくお願い致します。

それでは、質問文章に移ります。

八郎潟ハイツは、経営不振に陥り、経営診断など市として努力の甲斐もなく破綻致しました。これまでの間、耐震調査などいろいろと調査や構造などに問題点があり、時間を費やしたようではありますが、未だ結論に達しておらないとは理解できないところにあります。

去る5月に行われました議会報告会でも、市民からのご意見もありましたが「全ての事柄に迅速な対応を」と期待しておられました。

八郎潟ハイツにしても、議会に報告以来、新聞報道によるところでは、地元町内会長会議、地域審議会に報告され意見を伺ったとありました。方向性を打ち出すにも、時間のかけ過ぎのような感じがするのは私だけではないようであります。スクラップ&ビルドの時代は過ぎております。昨年9月に経営破綻して以来、早くも1年になります。

そこで質問の第1点目、また、ご提案にもなりますが、①の売却の選択肢はありませんでしたか、についてであります。公募を取り入れ、競売の意思はありませんか。駐車場を含む継続経営をしてもらえるホテルの経営者や企業の保養施設、もしくは研修施設として投資していただき、通常は開放される施設として条件つきで譲渡してはということであります。現況で譲渡すると翌日から市の負担が軽減につながります。事業税・固定資産税の対象にもなります。売却手段は千差万別。インターネットに載せたり、また、人脈に頼る。いかがでしょうか。ご当地は「秋田三十景」の一景でもあります。8月の議会だよりの表紙を飾った「ふたあらの丘」から見る眼下の展望は、四季折々に風

光明媚であります。さらに八郎潟の湖面、男鹿の山々、絵に美しいものがあります。売り物に不足はございません。ご所見をお聞かせください。

質問の2点目、②の地元町内会長会議、地域審議会での意見についてと、今後の対策についてであります。

1つは、どのようなご意見があったか、お伺い致すものであります。

さらに、行政報告にありましたので重複する点もありますが、宜しくお願い致します。2つ目、当局として4案を示されたようであります。ご意見を集約されての対応策についてと方針などお聞かせいただきたいと思えます。

質問の3点目、市当局として処理や対応に時間をかけ過ぎているとされているところではありますが、今後の方向性を「どう打ち出そうとしているのか」であります。市が運営・経営に関わるのですか。体育館は解体とか、宿泊施設は「耐震性」がないので解体とかとの説明・報告がありました。どのような運営・経営形態をとられるお考えか。また、三セクなどのお考えかも含め、市が経営に携わると莫大なりニューアルの費用と維持管理に相当額の負担になります。余りにも感心できません。特例債が適用できるからですか。財政面をも勘案したところのご所信をお聞かせください。

質問の2点目、市の施設使用料金の均一・統一について、お伺い致します。

①条例改正すべきではについてであります。

市内の公園、運動施設、集会施設などの利用・使用料金が均一でない点に、市民は素朴な疑問を持っています。一例を申し上げますと、天王ゲートボール場は無料で、昭和介護予防センターは有料など。また、集会施設等を利用する際に市民が学習するのに講師の先生を招いての定期的な教室では、謝礼・月謝などの関係から不適切として利用できない施設、できる施設もあるようですが、判断基準が市民には理解しておりません。おらないところもあるとのこと、他市町村の方たちの利用申し込みに大半の受講者が市外の方々だとすれば理解もできますが、市民が知識・見識を向上のために講師を招くことに素朴な疑問であります。

冒頭申し上げましたが、市内には多様の施設があり、旧町の同様の施設、類似施設が合併以前のものが2施設あるいは3施設あるわけですが、未だ改善がないまま管理運営されているのが現状と思われ。この点、市民が理解できるものに統一したらよとの観点からご質問させていただきます。

一般市民から見てもわかるように、町内会の管理、地区の管理、市の管理と指定管理

されているものを区分したものに整理されてはいかがでしょうか。一貫した同等の管理と運営を望みたいと考えます。そのためには、施設使用料金を第一に、統一した条例改正などが必要であることを進言致します。この点のご所信をお伺い致しますのであります。

以上で壇上からの質問と致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番佐藤義久議員の一般質問の1つ目「八郎潟ハイツの運営・経営について」お答え致します。

質問の冒頭に佐藤議員からは「方向性を打ち出すにも、時間のかけ過ぎのように感ずる」とのご指摘が数回ありました。このことについて昨年9月15日を最後に、株式会社八郎潟ハイツが事業を停止してからの市の取り組み状況を改めて説明させていただきます。

初めに、耐震改修促進法の改正を受けて耐震診断と耐震改修計画を実施し、あわせてアスベスト調査を実施することとして昨年9月定例会に補正予算案を追加提案し、議会の議決をいただいております。市では、法律に基づいて利用者の安全の確保を図るために実施したものでありますが、診断結果に基づいて今後の利用方針を検討し、議会の皆様にご協議申し上げるということは、予算案の審議の際に申し上げております。そして、アスベスト調査は1カ月程度でできましたが、耐震診断と耐震補強案の作成には、おおむね半年を要し、完成したのは今年3月であります。

また、株式会社八郎潟ハイツが営業を停止した後は、10月31日に地元飯田川地区自治会長連絡協議会に説明会を開催し、八郎潟ハイツ再開に向けた市の基本方針を説明し、地元の意向を伺っております。

さらに、耐震診断終了後は、5月22日に議会全員協議会を開催し、診断結果と、それを受けた施設改修の素案を説明しております。その後6月18日には、議会の皆様に説明した内容と同じ内容を地元自治会長と地域審議会に説明し、地域の意向を伺っております。

また、今回は、この度の行政報告で申し上げましたとおり作業を進めているものであります。

佐藤議員は何を根拠に「時間のかけ過ぎ、遅い」と言っているのか理解できません。

それでは、ご質問の1点目「売却の選択肢はありませんでしたか」についてお答えします。

その中で、競売についてご質問されておりますけれども、競売については市が財産を売却、処分する場合には、購入する相手方との契約が必要になりますが、契約の方法については地方自治法第234条の2により、次のように規定されております。売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、又は競売りの方法により締結するものとする、となっております。これは地方自治法234条の2に基づくものでございます。また、地方自治法施行令第167条の3により、競売りは動産の売り払いに限ることが規定されております。そのため、ご指摘の八郎潟ハイツを売却する場合には、一般競争入札や指名競争入札、随意契約のいずれかの方法によって購入者と契約するものであり、競売ということはありません。このことを申し上げておきたいと思っております。

市では、八郎潟ハイツが営業停止をした前年の平成24年度に経営診断を実施しております。企業としての株式会社八郎潟ハイツに対しては、大変厳しい診断結果が出されたものの、施設の資産価値については、「新しいまちづくりの明確なシンボルであり、明るい未来への橋頭堡である」との評価をいただいております。

また、地元説明会を開催したところ、八郎潟ハイツは、飯田川地区住民の心のよりどころであると同時に地域振興のシンボルでもあり、ランドマーク的な位置付けも含め、是非とも存続させてほしいということが出席者全員の意見でありました。

市と致しましても天王地区のグリーンランド、昭和地区のブルーメッセあきた、飯田川地区の八郎潟ハイツを合わせて本市三大拠点として位置付け、本市の均衡ある発展のためには是非とも必要な施設であると認識しております。

さらに、八郎潟ハイツの駐車場は、津波避難場所に指定されており、大規模災害の際には、拠点的な避難場所となることが想定されております。こうしたことから、市では民間への譲渡ではなく、市有施設として整備したのち、市の施策の一環として営業再開することが当然のことと認識しております。

八郎潟ハイツと同様の形態で運営しておりました、湯沢市の「秋田いこいの村」においては、八郎潟ハイツよりも前の平成24年12月に経営破綻し、民間への無償譲渡を目指しましたが、未だに譲渡先の見通しが立っておりません。また近年、県内有数の観光地に所在する温泉施設も営業停止するなど、宿泊施設を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。こうしたことから、現施設の民間への譲渡は検討致しておりません。

続きまして、ご質問の2点目、地元町内会長会議・地域審議会での意見についてと今

後の対策について、行政報告と重複する部分もありますがお答え致します。

先ほども申しましたが、出席者の総意は、八郎潟ハイツを存続することでありました。市から示した4つの素案に対しては、現施設ではアスベストや耐震への対応が必要になることと、築40年を超えていることから、この機会に改築するという第4案に賛成する方が多数でありました。また、出席者からは、宿泊と風呂についても、ないよりはあった方が良いというのが大方の声でありました。特に宿泊については施設改修費の問題や事業停止に至った経緯を踏まえ否定的な意見の方が多く出されておりました。このほか、八郎潟ハイツのこれまでの利用状況から、飯田川地区だけでなく旧南秋田郡地域全域からの利用と交流を見込むことができる、他にはない魅力ある施設にしてほしいという要望をいただいております。こうした地元の意見を踏まえて、行政報告で市長が申し上げましたように、「日帰りの研修・交流施設」に「運動型の健康増進施設」と「防災機能（備蓄庫）」を備えた施設の新設を提案したものであります。

続いて、ご質問の3点目「運営・経営形態について」お答えします。

3番佐々木議員のご質問にもお答え致しましたが、現段階では、公設民営方式による運営の可能性が高いと考えております。また、施設整備にあたって合併特例債の適用についてもご質問をいただいておりますが、単に「日帰りの研修・交流施設」に建て替えるのであれば、合併特例債を活用できる可能性はありません。飯田川地区住民代表からいただいた提案を具現化する一つの選択肢として、本市初となる「屋内運動型の健康増進施設」を併設し、市民交流を活発にすることで住民の一体感が醸成され、本市の均衡ある発展に寄与することによって、初めて合併特例債の活用が可能になるものであります。施設の機能が増えることにより事業費は増えることとなりますが、行政報告でも市長が申し上げましたとおり、合併特例債のほか、採択のハードルが高いと言われていた「秋田県・市町村未来づくり協働プログラム」交付金事業にも挑戦する方向で検討を進めており、それに該当した場合には、より一層、市の財政負担を押しえることができることとなります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 質問の2つ目「市の施設使用料金の均一・統一について」お答え致します。

まず、ご質問にございますスパーク天王（屋内ゲートボール場）と昭和介護予防セン

ターの使用料の違いについてであります。スパーク天王は、潟上市社会福祉協議会の財産であり、市の管理施設ではないことをご理解願いたいと思います。昭和介護予防センターの使用料につきましては、ほかの市の管理施設と同様、設置条例の規定に基づき使用料を徴収しているものでございます。

次に、集会施設等における利用制限についてであります。分館及び集会所等の施設においては、各施設の設置条例により、営利目的での使用を禁止しているところでございます。講師を招いて教室を開催した場合、主催者が受講者から月謝を集めることは営利目的と判断し、禁止しております。また、個人が教室等を開催することも営利目的に当たる場合があります。利用を制限することがございます。さらに、市民が自分たちでサークルやグループをつくり、開催する教室や講座で定期的に講師を招聘する場合であっても、講師謝金によっては営利目的と判断される可能性があることから、利用者の皆様には使用内容を十分確認した上で貸し出しを行っているのが現状であります。今後、施設の貸し出しに関する基準を利用者の皆様からご理解いただけますよう、より一層の周知に努めてまいります。

次に、施設使用料金の統一についてであります。

本市では平成22年3月に、市民からなる「潟上市公共料金適正化検討委員会」から報告のあった公共料金の適正化計画（案）に基づき協議を進め、平成23年2月に「潟上市公共料金（受益者負担）適正化計画」を策定しております。この計画の策定目的は、料金算定の根拠を明確にした統一的なルールを作成することと、適正な公共料金を算定し、その上で現行の料金体系が「妥当」な公共料金であるか、または長期間改定されていない現状や近隣市町村の状況などを考慮し、全部、または一部の料金改定が必要であるかに区分することでありました。市が提供する公共サービスは、道路、公園等の住民の日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいサービスから、プールやグラウンドゴルフ場の運営等のように特定の住民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたっております。このため、一律の受益者負担の原則だけで料金を設定することは不可能であり、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定し、算定をおこなった結果、上下水道料金の統一や社会教育施設の今後の使用料の考え方などについて、本計画において確立したものでございます。

なお、人口の減少に伴い、公共施設の維持管理コストを減らし、自治体財政の健全化

を維持するための「総合管理計画」を策定するよう、総務省から要請されていることもあり、今後の公共施設のあり方や事務の効率化等、コスト削減の努力を含め、継続的に受益者負担の適正化を図っていく考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 14番、再質問ありますか。はい、14番。

○14番（佐藤義久） ご答弁、副市長からちょうだいしましたが、1年間、ハイツが閉鎖してから、あと5日で1年になります。それから長いというのは、私だけではないんです。議会の報告会で住民の意見でもありましたので、代弁したところであります。皆さんそう思っておると思います。

まず、私の質問、否定から始まらないでやっていただきたいと思います。

第一に、ご質問致したいところは、まず解体してというのは行政財産でやるというような方向もなっているようですからなんですが、行政報告にもありましたし、新聞報道にもありました。解体の選択をされたのは、耐用年数を加味してのことでしょうか、お答えください。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番佐藤議員にお答え申し上げます。

解体の判断をしたというのは、昭和49年から40年経過したということと、耐震診断の結果に基づくものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） はい、14番。

○14番（佐藤義久） 今、昭和49年からということで、2つ目の質問は、これを準備しておりましたが、40年、わかりました。ですが、耐用年数は法定で事務所の場合65年、住宅・学校の場合で60年、税法上定められておると思います。今40年とおっしゃいましたこの違いについては、どうでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 副市長。

○副市長（鑑 利行） 法で定められている耐用年数と現状の八郎瀧ハイツの診断結果に基づく耐用年数を比較してみた場合、必ずしも法のとおり、今ここで改築しても現状復帰というのは無理という判断に基づいてのことでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） はい、14番。

○14番（佐藤義久） そうしますと、私どもに議会で全面リニューアルすると12億円か

かりますと言った言葉が、どこへいくんですか。

○議長（伊藤榮悦） 副市長。

○副市長（鑑 利行） 議会の5月22日の議会全員協議会の際に4案出しました。その4案の素案の中に12億円という、最大の事業費として12億円と申し上げた話であって、12億円かかりますとは言っておりません。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） はい、14番。

○14番（佐藤義久） 4案のうちの私の記憶で一番最初だったと思います。リニューアル、全面リニューアルして12億円ほどという予定でしたか。それが耐震診断で耐用年数がというか、今、副市長の言葉で一つも出てきておりませんが、老朽化が著しくて建て直さなければもたないような話でもなかったと思います。法的な根拠が65年あるのに、ましてや56年に宿泊棟、これは耐震診断の結果、もたないような話でしたが、浴室は平成6年、平成9年に事務室棟を増築しておりまして、これもかなりの耐用年数というか、強化されているものと考えられます。この点について、今、昭和89年となっていますから、昭和49年4月に使用許可というかされておりますから40年は経過していますが、あと25年もあるわけです。これを、設備の改修は必要かもしれません。この当時の調べてないと思いますけれども、打設コンクリートが240キロぐらいだとまだ延びるわけで、300キロで打つてると100年もつというように資料に載っておりますから聞いておるところです。宜しくお答え、お願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番佐藤議員にお答え申し上げます。

先ほど来説明しておりますとおり、これまでどおり運営した場合、12億円という素案を示しておるといことはご理解いただいていると思います。それを踏まえて、素案の4つの点について話しているわけございます。

それから、3月28日に耐震補強対策についてという業者の診断結果が出たということは、議員の皆さんに報告してあるとおりでございます。それに基づいて、このままこの建物を原型復旧するような形で改修しても、また何年もつかということについては非常に、今40年経っていますので、佐藤議員がおっしゃるように65年だとすれば25年、それに耐震補強することによって何年もつかということについても費用対効果を考えた場合、建て直した方がいいと。それと、現在の耐震診断の関係については、議員の皆さんにも

ご報告申し上げておりますとおり、一昨年5月に姉齒さんの例の問題が出た段階から、こういうことが出てきているということをご理解していただければと思います。宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 質問変えます。

8億8,000万円という予算現額というか、この間の説明、行政報告でも8億8,000万円と確か、解体費が1億4,000万円という予定ですが、しからば延べ面積は幾らを想定しておられますか。何階建てにするお考えですか。

○市長（石川光男） 議長、通告には全然ないんですよ。これ、いいんですか。

○14番（佐藤義久） ちょっと休憩してください。

○市長（石川光男） いかに一問一答方式でも、通告にないものをじゃんじゃん言ってる。

○14番（佐藤義久） 八郎潟ハイツのことで聞くって言ってるもの・・・

○議長（伊藤榮悦） ちょっと待ってください。暫時休憩致します。

午後 2時01分 休憩

.....
午後 2時13分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

このまま進めていきます。ですから、質問に対して答弁をしているわけですから、その次の段階でもし不満があったら、それなりに話してください。

副市長の方が、まず答弁してください。副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。

8億8,000万円の施設のおおむねの概要については、この後、市長が行政報告で述べられたように、基本設計に入るわけですので、具体的な数字はこの後になりますが、概算の概算で8億8,000万円ということで、それで面積が幾らということについては、2,600㎡を予定しているということでございます。

以上でございます。

すみません、答弁漏れです。階数については、2階を予定しています。

○議長（伊藤榮悦） はい、14番。

○14番（佐藤義久） ありがとうございました。

行政報告の中で健康増進とか災害対策機能を備えた施設だと。秋田県の市町村未来づ

くり協働プログラムに挑戦するともおっしゃっておいりました。プレゼンもあるやに伺いますし、独創性や発展性の必要とも伺います。プロジェクトの対象分野では、5つほどの分野がありますが、どのような特色を備えて企画する方向性を持っておいりますか、お答えください。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番佐藤議員にお答え申し上げます。

最初の答弁でも申し上げましたとおり、合併特例債を現況のまま取り壊して新しく建てても特色がないと対象にならないと。それから、前回の6月の議会の時にも2億円の交付金事業の関係のご質問がありましたけれども、これについても特色性を出すということで、これについては現在のところ未確定でございますけれども、この後進めていくという形になりますけれども、いずれ市長が行政報告で申し上げましたとおり、健康増進施設、これはこれから今後ますます多くなるであろう団塊の世代の健康増進、それからご婦人の方の健康増進、それらを考慮して、横手市にある「健康の駅」というのが横手市にあります。横手市には「健康の駅」が4カ所ぐらいありますけれども、それがほとんど毎日のように使われて健康増進になっているという事例もございますし、よいお手本もありますので、それらを参考にして健康の関係、それからもう一つは、あそこの高台は14番佐藤議員がご存じのとおり、すごく地盤も固いし、災害等に強い地盤であるということから、あそこを防災の拠点、備蓄庫の関係で考慮するということが一つの特色ある建物になるんじゃないかなと、このように考えておいります。それらをあわせますと、財源的な有利なものを使えるということで考えておいります。

○議長（伊藤榮悦） はい、14番。

○14番（佐藤義久） 懇切丁寧なご説明ありがとうございます。

もう一点、施設の概要ですが、午前中、佐々木議員にもお答えしていたようですので若干割愛して質問させていただきます。

レストランとか喫茶とか備えたものになりますか。お答えください。

○議長（伊藤榮悦） 副市長。

○副市長（鑑 利行） 閉店前の「白鳥の間」のような、ああいうふうな宴会のできるような施設、それを研修室の大きい部屋という形で位置づけておいりますし、この後、実際の基本設計、どのように変わるか議員の皆さんともまた協議する場がありますけれども、そういうことを考えておいります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） はい、14番。

○14番（佐藤義久） 特例債の適用も考えておられるようですし、私はちょっと懸念を申し上げるようで申しわけございませんけども、将来、2万5,000人ぐらいになるということになれば、131億円の起債予定額が人口割合にすると90億円ぐらいが限度かなと。市民からも、やはり議会報告会で話が出ましたけども、払っていけるのか心配だというご意見もありました。財政上の面から勘案しますと、131億円満額が妥当と考えて事業進捗していくつもりでしょうか、ご所信をお聞かせください。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番佐藤議員にお答え申し上げます。

この合併特例債の131億円云々というのは、現在のこの八郎潟ハイツの質問とは関連がないように思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） はい、14番。

○14番（佐藤義久） 文章まるっとおあげしているのですから、3番目の質問に、わざわざ太字で書いてありますが、これを表紙に載せないといけないということでしょうね。

.....
.....
.....
.....
.....
.....

以上です。

○議長（伊藤榮悦） この問題については、質問の方、意見では、質問でなきやいけないです。あと全部いいですか。終わりですか。

○14番（佐藤義久） 終わり。

○議長（伊藤榮悦） その分は終わったと。時間の範囲内で。

○14番（佐藤義久） 続いて・・・

（「議事運営」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質問をしたその内容について、本人が取り消すと、こういうことなんですよ。そこで確認をしなきやいけないですか。

(「当然。どっからどこまでの発言を取り消しする。」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) いや、取り消したということだから、取り消したわけでしょう。

(「最初からのやつ、全部ですか。今日の。」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) いやいや、そうじゃないですよ。

(「どこですか、せば。確認して。せめて議長、おさらいしてください。どっからどこまでか確認してください。わからないもの、私方。」の声あり)

○14番(佐藤義久) 質問の3点目。

○議長(伊藤榮悦) 前の質問の、それを取り消すと、こういうことでしょう。

○14番(佐藤義久) はい。私の再質問ですよ。

○議長(伊藤榮悦) 議事録を見ればわかります。

○14番(佐藤義久) そこ、2回目の質問、2つとも取り消していただきたいと思いません。

2つ目の施設利用料金の統一についてでありますけども、幸村総務部長から基本の「き」をご説明いただきました。その内容については、私も知っているつもりでございます。ただ、これが一般市民に周知するように徹底した広報とかやっていくというご説明であったと思います。これを条例等々で料金、施設内容によって料金は違うでしょうが、まず貸与する分とか施設利用方法といいますか、とか、統一したものにして市民がわかるように、例えば先ほど部長からお答えいただきましたスパーク天王は、協議会の管理だから、こっちの方ということでは料金違うのは当たり前のような話でしたが、市民はさっぱりわかりません。なぜなのかということ。これを統一して、同じような施設だったら旧3町のもの、同様にしてはいかがでしょうかというお話したわけです。この点もう一回、部長、お答えいただきたいと思えます。

○議長(伊藤榮悦) 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長(幸村公明) 14番佐藤議員の再質問にお答え致します。

スパーク天王の関係についてお答え致しますけれども、スパーク天王は日本船舶振興会の補助を受けて、旧町時代の天王社会福祉協議会が建設し、もともとゲートボール場として利用するため、老人福祉施設でありますことぶき荘と同様に施設料は無料となっているものでございます。

それから、市の方で管理するよという話であります、同じような取り扱いとい

うことでお話ですけれども、スパーク天王は市のものでないので、条例化もしていないので、条例の料金設定もしていないという、議会を通しての料金設定はしていないという状況もございますので、スパーク天王の方から料金を取るようにということも逆にできないような形となっていますので。

それで、ご答弁でも申し上げましたとおり、昭和介護予防センターについては、ちゃんと条例化もしております、市の条例に基づいて料金化しているものであります。ですから、所有者、管理者が違うというものでそういう扱いになっていることをご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） その点は理解、私はしていますけど、市民は同じ市民で、タダのところと料金のかかるところがあるということなので、無料だったらみんな無料にしてあげればいいのになど、有料のところは統一に同じ金額に統一したらいかかなというようにご質問させていただきました。善処していただきますよう重ねてお願いをして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって14番佐藤義久議員の質問を終わります。

9番西村 武議員の発言を許します。9番。

○9番（西村 武） 今定例会最後の質問者となりましたので、しばしの間、ご清聴を願います。

平成26年第3回定例会において一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。

また、日ごろ、市政発展のためご努力をなされております市当局のご労苦に対しましても、敬意と感謝を申し上げます。

さて、私は先に提出しておりました通告書に基づきまして、順次簡潔に質問していきますので、当局の誠意ある答弁を求めます。

質問は3点でございます。1点は、市幹線道路の整備について、2点目は、市営住宅管理運営と将来の考え方について、3点目は、児童生徒登下校時の防犯に対する安全指導について、以上3点について伺いますが、それでは中身に入らせていただきます。

1、市幹線道路の整備についてお尋ねをいたします。

湖岸地区自治会役員研修会が毎年、輪番制で行われております。平成25年度の湖岸地

区役員研修会は、大崎地区自治会の当番で、昨年11月に行われております。研修の協議内容は、主に庁舎建設に伴う湖岸地区から新庁舎までの交通のルートで、利便性や安全面から沖田野沢線から工業団地内の道路に結びつけるこの間の道路整備を、是非とも行っていただきたいというのが、意見が総意でありました。また先般、湖岸地区住民よりも、全く同じような意見が伺いました。私も全く同感であります。

市から昨年6月定例会で潟上市幹線道路網計画図の提出があり、内容としては、湖岸地区から国道101号へのアクセスの利便性の向上のため、延長1,800mの計画整備で、全くといっていいほど湖岸住民との意見が一致しております。そこで、具体的計画について下記のとおり伺います。

(1) 新庁舎建設に伴い、湖岸地区住民の交通ルートの整備として、沖田野沢線から工業団地内道路まで結びつける整備についてのお考えは。

2つ目と致しまして、(2) 着工の見通し等についてのお考えは。

前段を含めまして、以上についてのご所見を伺います。

2、市営住宅管理運営と将来の考え方についてお尋ねを致します。

国や県の住宅政策が転換期を迎え、平成18年に住宅基本法が制定され、これなどに伴い秋田県は平成19年に秋田21住宅マスタープラン（秋田県住宅生活基本計画）を策定し、本計画は国や県の住生活基本計画を上位計画として、県による指導に沿って策定するものであります。市も総合発展計画に、「人に優しい安らぎのまちづくりの実現」に向けた住宅政策に関する総合的かつ基本的な計画として、平成22年度から31年度までの10年間を基本目標として掲げております。

中身としては、天王地区では、市営住宅の維持管理とともに福祉居住の推進と防災力向上による安心して暮らし続けられるまちの実現を目指すために、まず老朽化した塩口北野団地の建て替え整備の更新方策の検討が必要であると述べられております。塩口北野地区市営住宅は、早いもので昭和40年代ころからの建築で、老朽化が著しく、特に2階建て棟にはほとんどといっていいほど入居者がいなく、空室状態であります。そこで、市営住宅全体の管理運営の方針等について、下記のとおり伺います。

(1) 塩口北野地区市営住宅は、昭和40年代ころからのブロック造一部木造建築で、老朽化が著しく、入居できる状態ではありませんが、将来の方針としてのお考えをお尋ね致します。

また、(2) 市営住宅運営面で家賃の滞納額が今年度決算から見ても増加の一途であ

りますが、対応策についてのお考えをお尋ね致します。

(3) 市営住宅入居時の連帯保証人の責務について、当局のお考えは。

以上、前段を含めまして、当局のご所見を伺います。

3つ目、児童生徒登下校時の防犯に対する安全指導についてお尋ねを致します。

児童生徒の登下校時、最も心配されているのは交通事故であります。その対応策を議会で一般質問させていただいた経緯があります。しかし、児童生徒を取り巻く環境は様々で大変厳しく、事件・事故に巻き込まれた例が多々あります。大きな例を挙げますと、2005年に栃木県今市市（現日光市）で、当時7歳の小学1年生の女児が行方不明となり、茨城県常陸大宮市の山林で刺殺体となり発見された事件で、この事件は大沢小学校に通う1年生女児が下校途中で行方不明となったものであります。また、岡山県倉敷市では、今年7月14日に女児が下校途中に行方がわからなくなり、7月19日まで監禁されておりましたが、無事発見、保護されました。ですが、ひとつ間違いますと大事件に発展しかねない事件でもあります。

他府県で起きた事件でありますけれども、本市とは関係ないとは言えないことと思えます。これらに対し、下記の取り組みについて伺いを致します。

(1) これまで本市小・中学校に通う児童生徒に対し、不審者からの声かけなどの事案があったものか。

(2) 不審者に対する対応の指導は。

(3) 市民、保護者の声として、防犯対策の一環としてのカメラ設置等のお考えは。

以上、前段を含めまして3点について、そのご所見を伺います。

まず1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 9番西村 武議員の一般質問の2つ目の「市営住宅管理運営と将来の考え方について」お答えを致します。

1点目の塩口北野団地の将来の方針につきましては、当該団地の住宅は、2階建ての一番古いもので昭和48年の建築であり、築後約40年を経過しております。老朽化が著しく、修繕を施すにしても、相当な費用を要することから、退去した住宅につきましては空き家にして、新たな貸し出しはしていない現状です。将来的には、入居者がいなくなった住宅から取り壊し、現地での建て替え及び市有地を中心とした適地を探るなど、ゆとりある居住空間が確保できる住宅団地の建築を検討していきたいと考えております。

2点目の市営住宅家賃滞納への対応策につきましては、ご指摘のとおり、社会情勢の変化による経済情勢の悪化もあり、家賃の滞納は増え続けております。

対応策につきましては、今後、関係各課との連携のもと、悪質な滞納者には調停等を視野に入れながら、さらなる徴収強化に努めていくとともに、滞納者の経済状況に合わせた不納欠損の基準作りを行い、適正に処理をしてまいりたいと思っております。

3点目の連帯保証人の責務については、基本的に入居者と同等の責務を有しているものと考えております。市では、滞納入居者の連帯保証人に滞納状況をお知らせし、入居者に納入を促すよう指導しております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 質問の1つ目「市幹線道路の整備について」お答えを致します。

1点目「沖田野沢線から工業団地内道路まで結びつける整備について」と、2点目の「着工見通しについて」は、関連がございますので、合わせてお答えを致します。

鴻上市幹線道路網計画では、沖田野沢線から工業団地に抜ける国道101号に至る道路について、整備計画路線としております。現在、幹線道路網に沿って追分下出戸線、大豊小学校線、二田追分線において整備を進めており、天王大久保線の大久保踏切移設に伴う新設路線も着手に向け進んでおります。

ご指摘の路線を含む幹線道路網計画に載せている路線は、全て重要路線と捉えておりますが、道路整備には多額の費用と長い年月が必要とされることから、整備中の路線について完成の目処が立った時点で、財政状況との調整や費用対効果を見極めながら優先順位をつけ、計画的に整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 3つ目「児童生徒下校時の防犯に対する安全指導について」ですが、議員のご指摘のとおり、児童生徒の安全・安心の確保は、昨今の社会事情から学校教育の喫緊の課題となってございます。本当に対岸の火事というわけには言われてられなくなってきました。

それでは、ご質問の1点目「これまで本市小・中学校に通う児童生徒に対し、不審者から声かけなどの事案があったか」についてでございますが、昨年度は声かけ事案が2

件、後追い事案が4件の計6件、今年度に入って8月末までの状況ですが、声かけ事案が3件発生しております。いずれも、早期の情報発信と警察等の関係機関との連携、巡回指導の徹底等により、被害の発生には至っておりませんでした。

ご質問の2点目「不審者に対する対応策の指導」についてですが、これについては、未然防止と事案発生後の事後指導との2点に分けられます。各校においては、安全指導計画を策定し、警察など専門の講師を招いての防犯教室を開催するとともに、日々の指導の中で、危機意識が形骸化しないように注意喚起と不審者に遭遇した際の注意点の指導を繰り返し行っております。

また、万が一こうした声かけ事案が発生した際は、保護者から学校や警察への速やかな通報、市教委からの近隣地区の学校への情報提供など情報伝達を行うとともに、当該の児童生徒からの聴き取りや精神的なケアに当たること、登下校時の具体的な留意点について全体指導を行うことを徹底しております。

ご質問の3点目「市民、保護者の声を受けて、防犯対策の一環としてのカメラ設置等を、ということへの考えは」でございますが、防犯対策としては、安全サポート員を各校に1名配置し、児童生徒の登下校及び学習活動中の安全・安心の確保に努めるとともに、警察OBの方にスクールガードリーダーを委嘱し、各校のスクールガードボランティアと連携して見守りに当たるなど、人的配置による防犯対策に努めてきているところでございます。今後も人的配置による防犯対策を強化しながら、児童生徒の安全・安心を確保してまいりますので、今のところ防犯カメラの設置ということは考えておりません。どうぞひとつご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（伊藤榮悦） 9番、再質問ありますか。9番。
- 9番（西村 武） それでは、市幹線道路の整備の沖田野沢線から工業団地内道路までの結びつける整備について、これは今、部長の方から計画中であると。但し、この完成、着工見通しについては、今のところ未定であるということですがけれども、この潟上市というのは国道101号線を中心にしながら、まず発展してきております。湖岸地区は田園地帯と、こういうことで発展はなかなか見込めないわけでございますので、そういう中で湖岸地区の悲願でありますこの庁舎までの、普通にいきますと約8キロもありますけれども、この道路をですね、その交通ルートを変えまして、少しでも利便性を考えていただければと思います。これは財政を伴うということでございますので、市長どのよう

に、財政を伴うことなので、市長のご所見をひとつ伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 市長のご所見ということですが、ただいま部長が答弁したとおり、今、計画し、あるいは実行している路線、5つくらいですか、その完成を見極めながら今のご提案、ご要望の道路を見据えていきたいという答弁でありますので、具体的に今計画している路線がどのくらい、何年度に終了するかということも、今、この後すぐに勉強をし、あるいは精査しながら西村議員のご要望路線についても検討していきたいと思っています。

○議長（伊藤榮悦） 9番。

○9番（西村 武） この沖田野沢線から工業団地までの結びつける道路、この件につきましては、確かにそのいろいろ計画にはありますけれども、いろいろな順番がありますのでというようなことでしょうか、このことについては一日も早く、ひとつ着工していただきたいということをお願いをしておきたいと思います。1点目の質問は終わります。

次に、「市営住宅管理運営と将来の考え方について」ということで、市では総合発展計画の中に「住環境のまちづくり」ということで、平成22年から31年まで、前期5年・後期5年ですね、そういう基本目標を掲げております。その中で塩口北野の耐用年数ですね、そういうものもこういった住宅については、適正に更新が必要であると述べられておりますので、現在、本当に2階建て住宅には、ほとんど人が入っていないような状況ですけれども、市長の答弁では、取り崩すと、こういうことで、この後も引き続き市としては、この住宅の運営にかかわっていくものかどうか、その辺のところですが、ここをひとつまず一点再度伺います。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 先ほどの答弁では、空き家になった場合、そこをそのまま空き家にして、そして将来その空き家が全部整ったということになった場合にやるということですが、この住宅政策について一番、9番さんもお理解あると思いますが、難しいんです。はっきり言って、今、塩口北野をやるとすれば、全て市の方で仮設住宅の世話は全部しなければなりません。それで、一方的に住宅を建て替えるから、あなた撤去してくださいというようなことは法的にできないわけですが、理解ができればいいんですけども、強制的にはできないというような大変難しい、法的に難しいことがありますので、なかなか一挙にやれないという状況もお含みいただければありがたいと思います。

答弁になっていないと思いますが、いずれそういうような状況で、一気にやりたくてもできない事情があるということなんです。

○議長（伊藤榮悦） はい、9番。

○9番（西村 武） 市長の答弁で、一気にやれないというようなことはわかります。

ただね、ひとつ、借家法では、これは6カ月前に通告致しますと、これはそういう事情であれば立ち退き要求はできますけれども、そういうこともいろいろな事情がありますので、皆さんが出た後にひとつ建て替えを考えていくということなので、それはそれで理解は致しました。

(2)と致しまして、市営住宅家賃の滞納対策については、これは先ほど市長からも答弁いただきましたけれども、平成23年度ですね、この決算を見ますと収入未済額が4,065万8,000円ですね。滞納繰越分が330万円となっております。25年度の決算からいきますと4,284万円、滞納繰越分が696万2,000円、このように年々増えておりますので、やはりこれは市も相当努力はしていると思いますが、やはり何かの皆さんでそういう改善策ですね、そういうものをやっぱり考えていかなきゃいけないんじゃないかと、このように思いますけれども、その改善策、そういうものについては今のところどのように考えているのか、その点をお聞かせいただき、求めます。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 対応策ということですが、先ほど答弁しましたけども、悪質な人については、もう弁護士を通した滞納整理ということをお断固やると。要するに、正直者がばかを見ないというようなことを原則にして推し進めていくというのが原則であります。

そのほかの経済的に困っているというので滞納、不納ということもありますので、不納欠損というような状況も視野に入れながら考えていかなければならないと。

今お尋ねの、どうすれば一番滞納者をなくするかということについては、担当はもちろんのこと、いろいろ考えていますが、例えばこの住宅の整理を専門的に行う会社があるというようなことも聞いておりますので、そこら辺をもう少し勉強してみたいと思っています。

○議長（伊藤榮悦） はい、9番。

○9番（西村 武） 今、2点目の家賃滞納対策につきましては、この後そういうことで検討するというようなことですが、まず税金の徴収であればタイヤロック、あるいは財産の差し押さえ、いろいろやっていますので、そういう公平さからいって、でき

るだけ納めてもらうようなそういう方策を改善した方がいいと、このように思いまして、2点目の質問を終わりました。3点目ですけれども、市営住宅の連帯保証人の責務については、市長から先ほど、これは借り主同等であると、こういうことなので、全くそのとおりだと思います。要するに、これ一般の借家法では、きちっと宅地建物取引主任者がいて、しかつと物件を説明して、連帯保証人はどういうものであるかと、保証人の立場はどうであるかというようなことをきちっと説明するわけですよ。ですから、この連帯保証人というその方々も、自分はただ保証人なんだと、まず借り主からお金を取ってくださいと、こういう抗弁権があると思います。しかし、この連帯保証人というのは、全く借り主同等で、抗弁権がないわけですので、そういう説明ですね、説明を契約の時にきちっとすべきではないかと思いますが、現在そういう契約の時にはどのような説明をしているのか、連帯保証人になる方に対しての説明ですね、そういう重要な役割を果たしているのか、その辺のところをひとつお答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 西村議員にお答えを致します。

連帯保証人につきましては、先ほど西村議員が言ったような形で説明をしております。やはりその滞納、現在滞納されている方というのは、長年にわたってずっととなっている方々が多いわけでごさいます。そういう方々にも連絡はしておったわけですが、かなり何十年という経過が経っていることがございます。やはりそういう時点で、最初の時はそういう説明をしたんですけれども、薄れてきているという状況がなかなかありますので、その辺も含めて連帯保証人には同等だということをまた再度お話をしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） はい、9番。

○9番（西村 武） ただいま部長の方からも答弁いただきまして、ひとつ連帯保証人の責務というのは重要であるということを、きちっとこれからの契約に際しましては説明をしていただきたい、そしてその認識を持っていただきたいと、そういうことがまたこの滞納分に少しでも軽減につながっていくものではないかと思ひまして、この2つ目の質問は終わります。

それで、3つ目の質問ですけれども、「児童生徒登下校時の防犯に対する安全指導について」は、去年は計6件がありましたと。今年は、これまで3件あったというような

ことです。これに対しまして、1はまずこれでわかりましたので、2番については、その不審者に対する対応の指導については、警察などから防犯指導をしていただいておりますと。その他、保護者、あるいは地域のそういう方々の協力を得て、まず万全の対策をとっているというようなことでしょうか、教育長、この点について、2点目の質問についてひとつ答弁を求めます。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 不審者に対する2点目の指導のことだと思いますが、これについてはスクールガードリーダーというのが市内に3名ございます。警察のOBの方が3名やっております。そしてまた、スクールボランティア、ガードリーダーというんですか、この方々が常に子供たちをボランティアによって何というんですか、日ごろ毎日、日々ご協力を得ているということでございます。今年度は大体1,220名ぐらい、市内にボランティアの方々がおります。昨年が1,300名でございました。最近少しPTAの方々、少子化ということもありますし、働く家庭も多くなってきているということもあることから、このPTAの方の会員のボランティアというのは少なくなってきたと。でもまずそういう意味では、地域に住んでいるいろんな方々の時間の空いている方々が一生懸命ボランティア活動していただいているということ昨日の本会議の帰りも私、3人ほど見ていますが、そういう意味では本当にこのボランティアの方々の人海戦術を一番として、地域と連携をとりながら子どもを守っていくということを考えて進めております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） はい、9番。

○9番（西村 武） この不審者の対応指導、そういうものについては、このスクールガード、あるいは地域の皆さん、あるいは警察、保護者ですね、そういうものが一体となって取り組んでいるというようなことで、まずは指導は行き届いていると、こういうことだと思いますので、この点については質問を終わります。

次に、3つ目のカメラの設置等につきましては、これは先ほど教育長の答弁では、「人的な取り組みをしているので、今のところは設置は考えていない」と、こういうことですけれども、これはまず大きく考えまして、例えば何箇所かを絞って、そういうカメラの、これは当然、教育関係でなくして、通告にあるのかどうか、はまるのかどうかわからないけれども、例えば近隣の町村ではそういう防犯カメラ等の設置を行っており

ますけれども、的を絞ってそういう設置等の考えはないものか、これは全般にかかわる問題ですので、市長からひとつ答弁いただきたいと思っておりますけれども。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 防犯カメラのことだと思います。防犯カメラ、いわゆる道路というんですか、通学路にどっかに危険な場所に取り付けるという方法と、また、学校の玄関というんですか、そこに取り付けておくという方法と両方考えられますが、学校の場合については、前、大阪の池田小学校ですか、ちょっと大きな事件がありました。その際、この防犯カメラというのは非常に、つけた方がよいということもあったわけですが、実際にそのカメラをつけて、毎日パソコンを通して見るわけですが、それを毎日見ているということは非常に困難な要素がございます。人が使いますし、子どもたちが朝、あるいは帰り、あるいはふだんの毎日いる学校の中では非常に厳しい要素があるということでございます。

そしてまた、もう一つは、不審者ですから、狙いを定めたところには、最近の不審者というのは、なかなかここだあそこだという狙いが決められません。そういう意味では、不確定要素がございまして、突然とこちらで現れた、あちらで現れたということでございまして、特にカメラが必要な場所については看板とかいろいろそういうのを設置しております。そしてまた、危険な例えば夕方、これから冬になるわけですが、下校の際の子どもたちが公園の横の道路とかいろいろ来る際は、外灯とかいろいろありますが、警察のパトカーを優先的にお願いしたり、そういう対応の中で地域の人のボランティアもお願いしながら行っているということでございまして、カメラがないよりはあった方がよいかもしれないんですが、本当は気持ちの上ではほしいなということはありませんけれども、一応まずそういう不審者のどこに現れるかわからないところにカメラをつけるというのは、非常に厳しいかなと。都会であればまた違ってくると思いますが、林の中とかいろいろそういうことになってくると、なかなか厳しいということがあるかと思っておりますので、その点ひとつご理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 9番さんが私に振ったということは、財政という面で、ゴーサインを出せばいいのではないかというような感じですが、今、教育長が答弁したとおりでありまして、例えば私、通学路何十本あるかわかりません。その中で何か所やるかとい

うこともわかりませんし、仮に1カ所やっただって、その人たちは避けるでしょうから、今のところ私の答弁としては、財政的にもそういうような場所的にも物理的にもう少し勉強、勉強、勉強していかなければならないであろうということで、当面の対応は、教育長が申したとおりでやっていかざるを得ないということです。

○議長（伊藤榮悦） はい、9番。

○9番（西村 武） ただいま市長、教育長から答弁をいただきました。やはりカメラの設置等については、大変難しい要素があるということなので、先ほど言ったように、看板、あるいは人的、そういう対応で、まずはしっかりと防犯に対して取り組んでいただきたいと、こういうことを求めまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって9番西村 武議員の質問を終わります。

これで一般質問は、全て終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、9月11日から25日までの15日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） ご異議なしと認め、9月11日から25日までの15日間、本会議を休会とすることに決定しました。

本日の日程は、これで全部終了しました。よって本日は、これで散会します。

なお、9月26日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でした。

午後 3時05分 散会

